

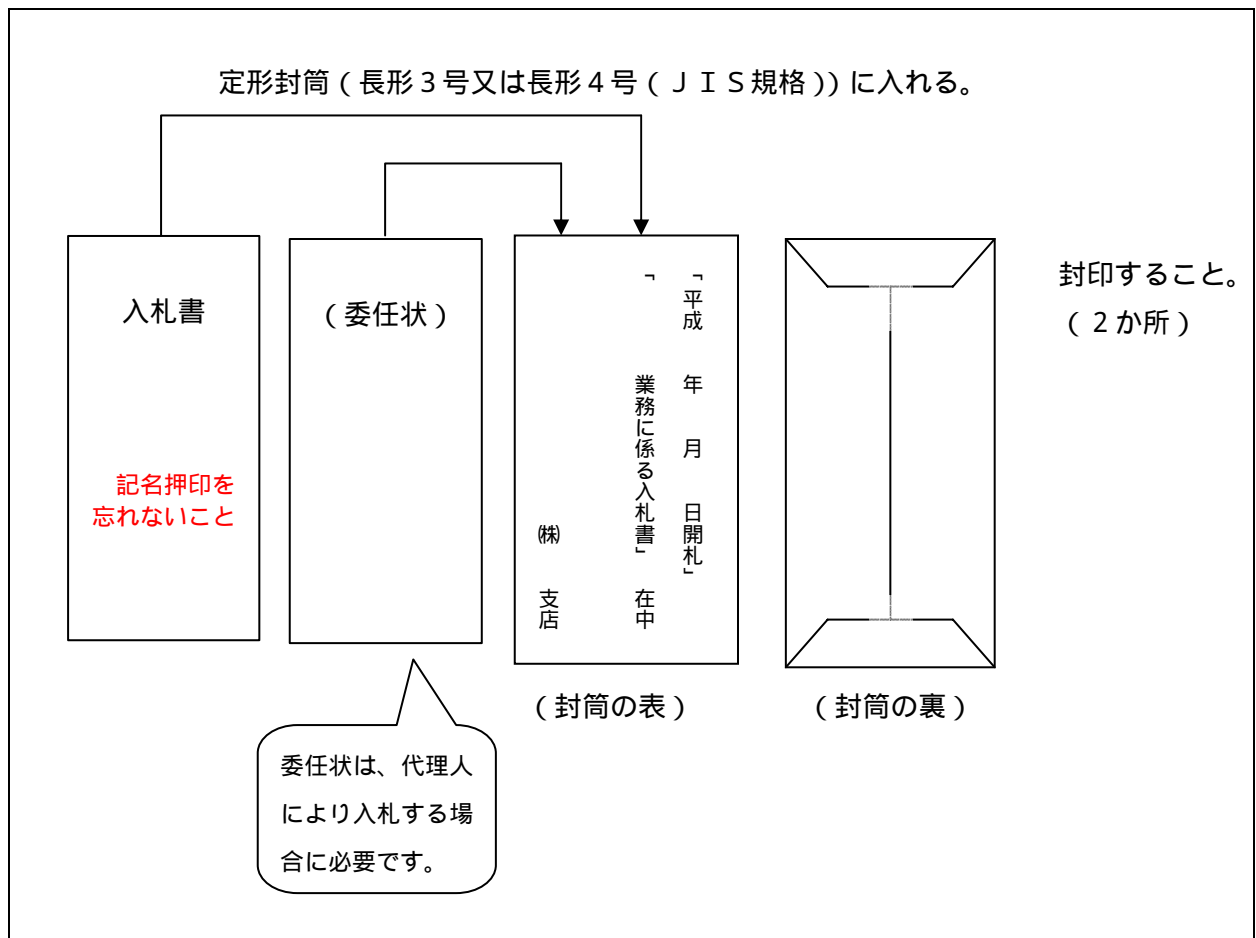
# 電子入札を行う委託業務の入札案件における入札書等の提出方法

電子入札を行う入札案件について、紙入札も認められている場合に紙（持参）により入札に参加するときは、次に掲げる書類を入札公告に定める提出期間内に入札執行課に提出しなければなりません。

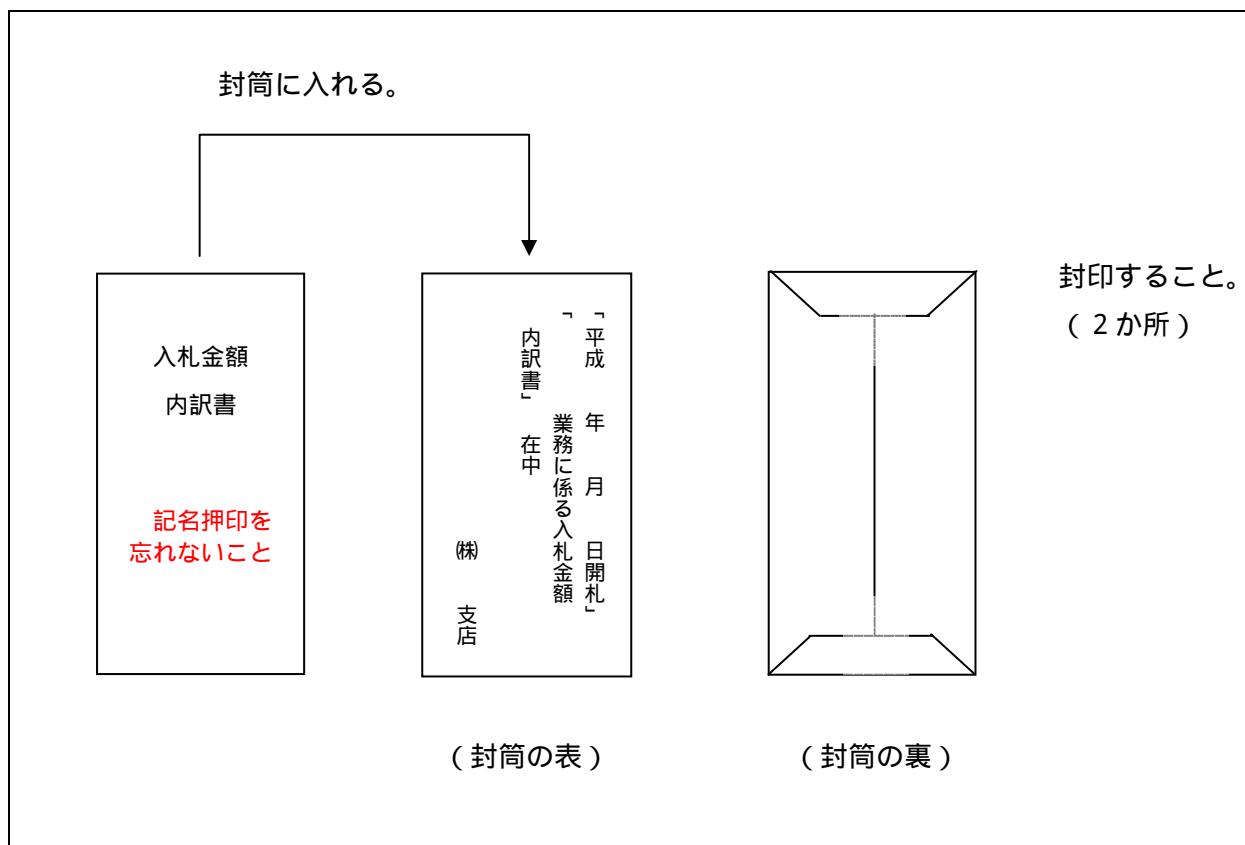
- (1) 入札書（封印すること。）
- (2) 入札金額内訳書（封印すること。）
- (3) 委託業務低入札価格報告書（封印すること。）〔調査基準価格を公表している入札において、調査基準価格を下回る入札を行う場合のみ必要です。〕
- (4) 誓約書（封印不要）〔入札公告において、提出が求められている場合に必要です。〕

提出・封印に当たっての具体的な方法は、以下の図を参照して次の1から4の順に封印等を行ってください。

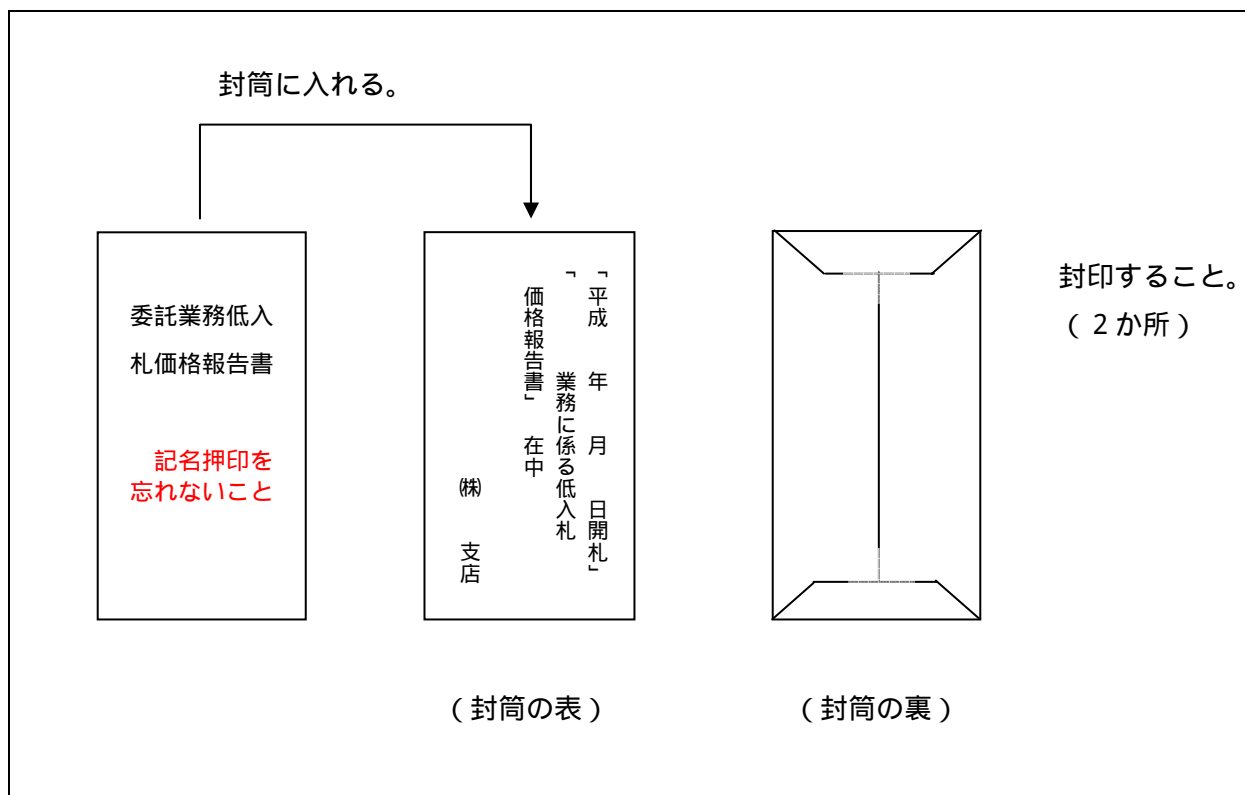
## 1 入札書の封印



## 2 入札金額内訳書の封印



## 3 委託業務低入札価格報告書の封印 ( 調査基準価格を下回る入札を行う場合のみ必要です。)



4 入札書(封印済)・入札金額内訳書(封印済)・委託業務低入札価格報告書(封印済)・誓約書の封入

